

議 会 だ よ り

おおやまざき



第 53 号

発行

平成22年 9 月 1 日

編集・発行：大山崎町議会 〒618-8501 京都府乙訓郡大山崎町字円明寺小字夏目3番地 ☎(075) 956-2101



グラウンド整備も完了し、式典が行われた中学校

平成22年第2回定例会

平成22年度水道事業会計予算に付帯決議

地下水採取の適正化に関する条例の一部改正案を閉会中の継続審査

平成22年第2回定例会は、6月2日から6月21日までの20日間の会期で開かれました。

今定例会には町長から、3月定例会で否決しました平成22年度水道事業会計当初予算案をはじめ、地下水採取の適正化に関する条例の一部改正案など14議案が提出されました。各議案については、それぞれ関係委員会に付託し、水道事業会計の予算案については8人で構成する予算特別委員会を設置し、慎重に審査を行いました。

6月21日の最終本会議では、平成22年度水道事業会計暫定予算を賛成多数で承認、平成22年度水道事業会計当初予算案を、全員賛成により可決した後、付帯決議案が提出され、この付帯決議案を賛成多数で可決しました（付帯決議の内容は2ページに掲載）。また、地下水採取の適正化に関する条例の一部改正案を閉会中の継続審査とすることと決定し、その他の議案については、承認、原案どおり可決しました。

9月定例会の日程

8月26日	開会
9月1日	本会議（一般質問）
3日	本会議（一般質問）
6日	決算特別委員会
7日	決算特別委員会
8日	決算特別委員会
9日	総務産業常任委員会
10日	建設上下水道常任委員会
13日	文教厚生常任委員会
14日	第二外環状道路等対策特別委員会
16日	閉会

※開会日、本会議、決算特別委員会、建設上下水道常任委員会、閉会日は午前10時から、その他の委員会は午後1時30分開会予定

主な内容

水道会計予算に付帯決議	2
こんなことが決まりました(審議結果)	2
一般質問要旨	3～7
請願・陳情について	8

予算特別委員会を設置

6月定例会に提案された平成22年度専決処分承認を定めることについて（平成22年度大山崎町水道事業会計暫定予算）及び平成22年度大山崎町水道事業会計当初予算案の審査のため予算特別委員会を設置しました。

慎重審査の結果、平成22年度大山崎町水道事業会計暫定予算については賛成多数で承認すべきもの、平成22年度大山崎町水道事業会計予算案は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

水道会計予算に付帯決議

森田俊尚議員を提出者とし、3名の議員が賛成者となった付帯決議の内容は下記のとおりです。

1. 本予算においては、控訴費用を一切支出しないこと。
2. 早急にこれまでの訴訟費用を公表、公開すること。その際、原判決の原告負担の訴訟費用が未請求の場合は、その旨、公表、公開すること。

予算特別委員会

委員長	山本 圭一
副委員長	立野 満
委員	森田 俊尚
委員	北村 吉史
委員	山本 芳弘
委員	高木 功
委員	堀内 康吉
委員	安田 久美



大山崎町地下水採取の適正化に関する

条例の一部改正案を継続審査

6月14日に開催された総務産業常任委員会において、大山崎町地下水採取の適正化に関する条例の一部改正案を審査しました。審査を進める中で、委員から「地下水採取者と町の関係、責務、協力の法的な性格などについて慎重に審議していく必要がある継続審査にしたい」との意見があり、諮ったところ、賛成多数で継続審査とすべきものと決しました。

北村総務産業常任委員長より閉会中の継続審査申出書が提出され、6月21日の最終本会議において諮ったところ賛成多数で、継続審査にすることと決定し、この議案については、議会閉会中も引き続き審査することになりました。

こんなことが決まりました（審議結果）

【承認した議案】

- ▼専決処分の承認を定めることについて（大山崎町税条例の一部改正について）
- ▼専決処分の承認を定めることについて（大山崎町国民健康保険税条例の一部改正について）
- ▼専決処分の承認を定めることについて（平成21年度大山崎町一般会計補正予算（第8号））
- ▼専決処分の承認を定めることについて（平成21年度大山崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号））
- ▼専決処分の承認を定めることについて（平成21年度大山崎町下水道事業特別会計補正予算（第3号））

【原案可決した議案】

- ▼大山崎町税条例の一部改正について
- ▼大山崎町職員の育児休業等に関する条例及び大山崎町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- ▼職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正について
- ▼平成22年度大山崎町水道事業会計予算
- ▼平成22年度大山崎町一般会計補正予算（第1号）
- ▼平成22年度大山崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

【適任と認め同意した諮問】

- ▼人権擁護委員候補者の推薦について

【継続審査とした議案】

- ▼大山崎町地下水採取の適正化に関する条例の一部改正について

【採択した請願】

- ▼固定資産税の評価、課税の適正化並びに、国民健康保険税の資産割廃止に関する請願書

市政を問う

一般

質問

6月定例会では8議員が一般質問に立ち、当面する町の課題について、考えをいただきました。

質問と答弁の内容を要約し、お知らせします。

一部要旨

朝子 直美議員

Q 「大山崎町地下水採取の適正化に関する条例」改正案について
A 地下水利用対策協議会において、理解、同意を得るべく努める

問 (1) 今回の改正により、町

ける共有財産」と解釈している。

資源を保護し、あわせて地盤沈下の防止などにより、住民福祉に寄与する」としていること

願いに寄り添い、くらしの下支えを進めてきた。今、民主党政権は、「地域主権改革」の名の下で住民の福祉、くらし、安全に関わるナショナルミニマムを保障する国の責任を放棄しようとしている。民主町政ならではの独自のナショナルミニマムを住民、職員とともに確立すべきと考えるのがいかがか。

政史上はじめて企業から地下水利用の料金を徴収すること。大変画期的で高く評価できる。改正案では、第1条に、「地下水採取者等に責務を求め」との一文を加え、また、第4条にも「町民及び事業者の責務」を示している。これらは、地下水が住民共有の財産、すなわち公水であるとの認識をより明確にしている。この点から、第17条の「協力金」の条項の中で、その納入を「同意を得て」求めることができる」と表記しているのは、事業者がその責務として、当然に同意をすることを前提としていると推察する、いかがか。

(2) 「協力金」の用途については、特段に限定する必要もなく、広く住民福祉の向上のために利用する、つまりは、一般会計の歳入として計上することも検討していくべきではないかと思うが。

(3) 「協力金」について、決定の過程が住民に対して透明性を保てるよう、議会で議論できる仕組みが必要と考える。条例の中に、料金を明記してはいかがか。

答 (1) 地下水は、社会通念上の傾向や実態を考えると、極めて公水的性格のある「地域における共有財産」と解釈している。本町では、地下水利用対策協議会を設立し、適正かつ合理的な利用を推進している。協力金については、平成16年度から議題として取り上げていただき、地下水の保全と企業の地域社会への貢献という観点から、環境保全に資する協力金として、経過を踏まえて、継続して協議していくことが確認されたものである。さらに、今年5月に開催された総会において、条例改正案を確認いただいたところである。また、今回規定した協力金納入についても、地下水保全について更なる理解を深めていただき、同意を得るべく努める所存である。(2) 目的を「適正な採取と合理的な利用を図ることにより、

資源を保護し、あわせて地盤沈下の防止などにより、住民福祉に寄与する」としていることから、地下水の涵養及び合理的利用に関する事業を想定している。このことから、一般会計の計上については、寄付金の性格に鑑みて、一旦、基金とすることが適切であるものと考えている。(3) 同意を得て求めることから、法的強制力はないものと認識している。したがって、条例に明記する必要がないものと判断している。地下水採取者等と十分協議し決定したいと考えている。

答 自治体の財政力如何で、最低限守られるべき権利保障水準が脅かされるべきではなく、国の責任において、生活を支えるセーフティネットが維持されてこそ、自治体はその役割を發揮可能となるものと認識している。一方、シビルミニマムの引き上げに、私が先頭に立って、地域住民との協働のもと、全力で取り組んでいかなければならないものと、強く認識し決意しているところである。

高木 功議員

Q ヒプワクチンの公費助成に至る経過と開始時期は
A 住民の要望等に答え、関係機関との調整を経て8月より施行する

問 (1) 「ヒプワクチンの公費助成」の経過を聞く。(2) 期間はいつからなのか。

討がされているが、具体的な方向性は示されていない。このような中、定期接種化や費用助成を求める声が高まり、3月議会において、早期定期接種化を国に求める意見書が、採択されたところである。一方、予防接種に関しては、乙訓医師会との関係もあり、向日市、長岡京市と統一で進めてき

た経過があり、協議を重ね一定の調整が果たしたところである。子どもを守り、保護者の負担を軽減するため、国の定期接種化を待たず、独自の助成制度実施に踏み切るべく、補正予算を提案した。

答 (1) 平成20年に任意でのワクチン接種が可能となったが、7カ月未満の乳幼児であれば、4回の接種が必要なため、約3万円の負担となる。現在、国の予防接種部会において、定期接種化の検

ある。一方、予防接種に関しては、乙訓医師会との関係もあり、向日市、長岡京市と統一で進めてき

た経過があり、協議を重ね一定の調整が果たしたところである。子どもを守り、保護者の負担を軽減するため、国の定期接種化を待たず、独自の助成制度実施に踏み切るべく、補正予算を提案した。制度案の概要を言うと、生後3カ月以上満5歳未満を対象とし、1回当たり3,500円を助成するも

のである。周知の関係もあるもので、8月1日の施行とし、22年4月1日に遡って適用する。助成方法は、償還払いを予定している。

【水問題について】

問 町ホームページ「府営水道訴訟情報」のコメントで「永久に過大な水量の負担」といつているが、その根拠を聞く。(2)基本計画の住民アンケートの結果で、給水量をめぐり府と係争中の現状について、「よくない」と評価した人が45%いたと言われているが、どのようにとらえているか。

答 (1)判決に従えば、府が承諾しない限り、基本水量は、7,300㎓に固定され、毎年の上し込みにあたって変更することができないこととなる。しかも、協定には契約期限の設定がないので、負担は未来永劫におよぶものである。(2)平成13年に、総合計画の第3期基本計画策定にあたり、「まちづくりに関する住民アンケート」調査を実施した。まちの評価の生活基盤・安全さの「上水道」は「よい評価」が20.4%、「よくない評価」が45%となった。去る5月26日付、京都新聞洛西版に、「地下水100%だったところに比べ、味が落ちた上に値段が高くなくなった、と不満を感じる町民が増えたからでは、と分析している」との記事が掲載された。「よくない」とする評価には、料金に対する

の見解が強く働いているものと思われる。「おいしい水」は、個人の感覚的な問題であり、味の好みも異なる。府営水と地下水については、いずれも概ね「おいしい水」の要件を満たしている。「味が落ちた」ということについては、府営水導入により、表流水が加わったことで、おいしさを決める重要な要因とも言われる水温が高くなったのではと考えている。

【子どもの体力向上を
目指した取り組み】

問 (1)「全国体力、運動能力、運動習慣等の調査」の実施の経過について、どのように分析しどのような認識を持っているのか。(2)小中学校の子どもの体力向上に向けた取り組みについて、どのような進め方を検討しているのか。

答 (1)筋持久力、全身持久力、投力が優れている傾向がうかがわれる一方、握力、柔軟性、敏捷性を高めることが課題となっている。体力向上は、意欲や気力の充実にもつながることから、結果を分析し活用している。(2)状況把握に努め、体育の授業はもとより、小学校では、朝のラニング、マラソン大会、大縄大会、中学校では、運動部活動の充実、競技力向上に取り組んでいる。積極的に体力を向上させようとする態度の育成に向け、取り組んでいきたい。

山本 芳弘 議員

Q 建設・建築工事の入札における、改善策について
A 電子入札制度導入の検討等、より良くするための取り組みを続けている

問 (1)現在の入札制度及び運用面について、改善すべき課題をどのように認識しているのか。(2)かねてより主張しているが、工事及び入札について、監理監督を行う部長級の技監を配置する考えはないか。(3)技術系職員を配置する職場が少ないため、長期にわたり同じ職場に勤務する事例が見受けられる。これを改善する必要があると思うが、考えを聞く。

答 (1)郵便入札を進め、透明性の確保、公正な競争の促進、不正行為の排除の徹底に努めている。しかし、事前公表している弊害として、最低制限価格での「くじ」による落札が増える事態を招いている。更なる改革に向け、電子入札制度の導入について検討を進めている。(2)現状においては、担当部長及び課長が建設・建築工事部署の管理をしている。しかし、工事等の執行体制について、技術力や経験、また判断面での一層の向上など課題があり、人員削減によるチェック機能の低下は、許されないもので、公正且つ的確な体制を確立するための措置について検討を行い対応したい。(3)限られた人員で住民サービスにあ

たっている現状で、とりわけ技術部署は、経験に基づく知識・技能を必要とする関係上、人事の硬直化が進んでいることは否めない。しかし、4月には、技術職員を2名採用し、円滑に世代交代が行える措置を講じたところであり、人事異動などにより、活性化を図るよう努めたい。

【体育館及び体育施設について】

問 指定管理を行い、立地条件を含め施設資源の飛躍的活用を行うべきと思う。考えを聞く。

答 スポーツ関係はすべて体育館に行けば分かると好評を得ている。指定管理を行うことで、スポーツ振興係は役場に移すことになり、サービス低下が懸念される。立地条件のいい場所でもあるので、検討したい。

【地下水採取の適正化に関する
条例の一部改正について】

問 (1)第1条中、責務履行者を「地下水採取者等」と規定している。町は、採取者であると同時に行政執行者として、良好な環境を保全する責務を有する。しかるに第3条において、行政執行者としての責務を「努める」と努力規定に過ぎない方法を採用している。採取者には責務を求め、反面町は努める規程では、公平を欠くと思うが、見解

を。(2)第17条において協力金の納入が規定されている。公的債権となりうるのか。法的性格を聞く。(3)第1条中、「地下水採取者等」と規定しているが、この「等」を限定する文言が同条に規定されていない。これは、第2条の「地下水採取者」及び「揚水施設設置者」を指すのか。そうであるとすれば、後条において前条の規定を限定するという、法制執務では異例の規定となる。第1条の規定を「地下水採取者及び揚水施設設置者に責務を求め」と、(併せて(1)の町の責務規定についても)整合性を図るよう本改正案を取り下げ、再提出すべきと思うが、考えを聞く。

答 (1)生活環境保全に関する基本条例に基づき制定されている。この条例で町の施策、事業を営む者の責務が定められている。この規定を前提に、公平性が担保されていると考える。(2)同意を得てとしているので、法的強制力はないと認識する。(3)地下水採取者及び揚水施設設置者を指している。後条で前条の定義規定を限定する事例もあるので、問題はないと承知する。したがって、改正案を取り下げ、再提出することは考えていない。

山本圭一議員

Q 防災についての活動状況は
A 各種訓練とともに、自主防災組織設立に向け啓発活動を行っている

問 (1)大雨、洪水などの警報・

注意報発令の対象区域が、5月27日13時から、市町村単位となった。6月は「土砂災害防止月間」であるが、町における啓発活動及び関連行事等、どのような取り組みをしているのか。(2)大山崎町は土砂災害において、「避難指示警戒レベル3」である。警報は発令したことはあるのか。(3)今後、更なる危機管理意識高揚のための避難誘導や災害情報周知等の取り組みは、いかに考えるか。(4)防災において自助・共助は不可欠である。自主防災組織は最も身近なレスキュー隊組織率。また、アップするための啓発活動は。

答 (1)5月27日に町防災パトロールを実施した。また、消防団による水防訓練も、5月9日、桂川・小畑川水防事務組合の主催の下、宮前橋下流河川敷で、6月6日には、消防団・消防署合同訓練を水防倉庫付近で行ったところである。また、6月4日には、京都府による水害対応訓練に参加している。(2)昨年7月に、土砂災害危険度レベル3になったとの警戒情報があった。当時は、災害警戒本部を設置し、パトロールを実施したが、その

状況判断から、避難指示は行

なかつた。問もなく警戒は解除された。この時も含め、避難指示を発令したことはない。(3)防災ハザードマップに警戒区域予定箇所を示しているが、京都府でも、危険箇所における基礎調査を進め、完了している結果を住民に説明する段階に至っている。地域ごとにきめ細かく、周知を図っていききたい。(4)6月現在で、15団体、組織率は22%となっている。しかし、全国平均は約70%、府内で約80%であり、今後も、粘り強く、説明会を開催していくとともに、きめ細やかな啓発活動を行いたい。

【地域の役割について】
問 (1)家庭機能が低下している中で、地域の役割は非常に重要になってくる。そこで、更なる地域連携を図っていく上で、子どもから年配の方々が気軽に集える「コミュニティセンター」等の設置が有効な手段と考える。所見を問う。(2)隣近所の希薄もささやかれる現状において、地域に目を向け、連携を図る取り組みをしていく必要があると考える。そこで、学区区単位でミニ運動会やイベント等を開催して、体を動かし楽しみながら連携を図り、町に目を

向けてもらう取り組みはいかが

か。(3)学校の余裕教室等を活用して地域の目で児童を見守り、地域間の連携を図ってはいかがか。
答 (1)「ハート再生計画」では「協働自治センター(仮称)」創設の検討をあげた。地域活動の拠点となる場所であり、この場を通じて、自治・町内会活動

問 (1)本町内で、円団以外に限界集落化が進行している地域はないのか。(2)人口の高齢化は、町全体が均質に進行するのではなく、地域ごとに濃淡が大きいものとして現れると認識しているか。(3)認識しているなら、そうした現実に合わせて高齢者支援の施策が必要だと考えるが、いかがか。(4)本町が持続的に発展していくためには、高齢化への抜本的施策が急務だと考える。高齢者支援だけでは、人口の高齢化は食い止められない。高齢者と子育て支援を統一的に考えるグランドデザインのもとに、高齢者支援と子育て支援を連携させるといふ考え方に転換すべきではないか。(5)高齢者助成と子ども助成を合わせた総合的な

渋谷 進議員

Q 高齢者支援と子育て支援を結合した施策が必要では
A 協働によるまちづくりを行う中で、検討していきたい

の活性化はもろろん、各種分野

の団体、異世代間の交流促進も期待できる。センターの実現が、「コミュニティセンター」の役割を果たすものと考える。設置に向け検討を深めたい。(2)協働のまちづくりに向け、各種ボランティアや自治・町内会の方々と行政が力を合わせ、「みんなのまち・みんなのふるさと大山崎」を創造していきたい。(3)授業形態の多様化に対応するため活用さ

問 (1)23年6月現在で23・9%となっている。地域別に見てみると、大山崎地区23・9%、円明寺地区24・3%、下植野地区22・5%と濃淡は認められない。小字ごとにみると、濃淡が表れている。こうした中、本町では、緊急通報装置の設置のほか、様々な団体による交流や安否確認を行っている。狭い町域や人口を考え、町全体を一つの地域として、実施しているのが現状である。特定地域だけに施策を実施することは、公平性の観点から

れ、余裕教室はない。町内では、

子ども地域安全見守り隊として、多くの方が子どもたちを見守る様々な活動を展開され、成果をあげていただいている。
【水道裁判について】
問 (1)判決を受けてからの所見は。(2)今後値下げに対する考えや行動の所見を問う。
答 (1)町の切実な願いに応えるには程遠いものであった。(2)可能な限り実現に向けて取り組む。

も難しいが、どのような方策がとれるのか研究したい。(4)大山崎町第3次総合計画 第3期基本計画の策定にあつては、我が国の人口の減少と少子高齢化の進行の予想のもとに、子どもも高齢者までが、誇りをもっていきいきと暮らせる総合的施策を、「協働によるまちづくり」のなかで、町民各層の意見を反映し、策定していきたい。(5)対象者や制度が基本的に異なることから、総合的な医療制度とした場合、有効期間や助成内容の違いから、本人をはじめ、医療機関の窓口及び審査支払機関における請求事務に至るまで複雑となり、混乱が予想される。元の健康保険制度とも大きく関係していることから、様々な課題

森田 俊尚議員

Q 水道水に関する新聞記事について
A 料金問題や水温が上がったことが強く影響し、寄せられた意見だと思っ

もあり、難しいと考える。(6)長寿苑の送迎バスの運行を拡張することによって、利用者だけではなく、役場や公民館等を利用する高齢者や障害のある皆さんにも利用いただけるようにした。しかし、実情にあった現実的な導入方法を検討しなければならぬと考えている。

【「エゴマ」名産化】

問 町おこしは地元名産品を素材とする場合が多い。エゴマを産業化するには農地確保など困難が伴う。他所で生産されたエゴマ油を、「大山崎」ラベルで商品化する名産化を検討すべきでは。

答 昨年、エゴマ油復活プロジェクトとして行った「エゴマ丸ごと」体験事業は、40人の町民参加を得て、種まきから油搾りまでを実施し、大山崎産の復活ができた。今年度、油や葉の活用について、可能性を探る取り組みも進めたい。一方で、灯明セットを開発し販売するなど、需要を探る取り組みも進めている。今後、J A 京都中央、商工会等と連携し、研究したい。

【町広報の改善について】

問 決算報告を家計簿と表現するなど、住民目線で改善する余地があるように思うが。

答 正確な情報提供することはもちろん、一層分かり易い、広報誌づくりに努めたい。

森田 俊尚議員

Q 水道水に関する新聞記事について
A 料金問題や水温が上がったことが強く影響し、寄せられた意見だと思っ

問 町長が起こされた水道裁判で、不安感が募る住民感情をさらにあおる新聞記事が掲載された。裁判で係争することを否定する意見がある中、町長の主張を扇動するために、一部の住民の意見を取り上げた記事と言わざるを得ない。(1)町長自身の見解を聞く。(2)今後、このような記事がでないよう切に望むが、いかがか。(3)向日市では、「安全な水道水」を行政マンも街頭に出てアピールしている。当町もすべきでは。(4)また、偏った意見を反映した基本計画の策定はあつてはならない。どのように考えているか、回答を。

答 (1)(2)平成13年に、総合計画の第3期基本計画策定にあたり「まちづくりに関する住民アンケート」調査を実施した。まちの評価の生活基盤・安全さの「上水道」は「よい評価」が20・4%、「よくない評価」が45%となった。去る5月26日付、京都新聞洛西版に、「地下水100%だったところに比べ、味が落ちた上に値段が高くなった」と不満を感じる町民が増えたからでは、と分析している。この記事が掲載された。「よくない」とする評価には、料金に対する見解が強く働いているものと

思われる。「おいしい水」は、個人の感覚的な問題であり、好みも異なる。府営水と地下水については、いずれも概ね「おいしい水」の要件を満たしている。「味が落ちた」ということについては、府営水導入により、表流水が加わったことで、おいしさを決める重要な要因とも言われる水温が高くなったのではと考えている。(3)安全でおいしい水道水、施設老朽化の対応など取り組みを広報に掲載、また、理解を深めるための事業を行うなど検討していきたい。(4)「住民アンケート」や「まちづくり懇談会」の意見を参考にし、策定委員会で作られた素案をパブリックコメントにかけた後、住民、学識経験者からなる審議会での答申をいただくことから、偏

長岡京インター開通後、町北部地域にもたらす諸問題、特に交通アクセスの問題や町内商業施設も含む開発行為に関する規制緩和措置など、長岡京市の構想が着々と進められる中、当町は今現在、情報共有も含め計画が進んでいるはずである。進捗状況等を聞く。

【子ども手当について】

問 支給に伴う現況について、特に受給者の把握や支給方法に関する不備はないか、等を聞く。

答 紆余曲折を経て創設された中で、準備に費やす時間的余裕のない中での施行となった。事務対応についてであるが、新たに支給対象となる世帯に対し、申請の勧奨のための通知をし、新規申請が必要な世帯は約66%、額改定対象では約98%が一次期限までに提出されたところであり、概ね順調に処理が進んでいると認識している。今後も、遺漏なく事務対応を行うよう徹底する。

【阪急新駅等について】

問 阪急新駅及び京都縦貫道の値上げを回避するための具体策が必要と考える。いかがか。(5)水道事業広域化についての基本認識はどうか。(6)自民党ビラでは、乙訓全体で7つの浄水場を2つにするとしながら、現在のブレンド率は維持すると主張している。現実的に可能な提案であると考えるのか、見解を。

神原 郁己議員

Q 水問題解決の展望を町長自ら語るべきだ
A 経営健全化や裁判を通して、公約実現に向けて取り組んでいきたい

問 (1)地裁判決の何を事実認と考えているのか。(2)配分水量の協定書が、基本水量の契約に当たらないとする根拠は何か。(3)もっと町長自ら住民に、問題点と解決方向を語りかけるべきではなかったかと感じている。いかがか。(4)当面、基本水量7,300トンのもとの水道料金

の値上げを回避するための具体策が必要と考える。いかがか。(5)水道事業広域化についての基本認識はどうか。(6)自民党ビラでは、乙訓全体で7つの浄水場を2つにするとしながら、現在のブレンド率は維持すると主張している。現実的に可能な提案であると考えるのか、見解を。

答 (1)一つに、工業用水の水量算定に町が関わっていないこと等を事実として認定していない。二つに、配分水量が1日あたり7,300 m³に減少された経過において、この分は、工業用水分への配慮等本町の意向や要望を踏まえたものではない。三つに、条例が求める協議が事実

上存在しないということである。(2)協定書は、配分水量についてのものであり、すでにある条例上の基本水量を協定書の配分水量と読み替えたものが、なぜ基本水量の予約になるのか。未来永劫異なる申し込みができないのか。そのようなものは契約にあたらぬという考えである。(3)説明会の開催、広報誌やホームページへの掲載などを行ってきた。これまでに以上に、理解・協力をお願いしていきたい。(4)更新時期を迎えた施設整備が必要となるので、経営健全化が不可欠である。しかし、府営水の負担は大きく、根本的な解決にいたるには、深刻な困難を伴うしたがって、経営健全化に一層の力を入れ、合わせて裁判では、条例を基本にした原則的な観点に立つ、あるべき法解釈を求めていきたい。これらの努力とあわせ、公約について可能な限り実現に向けて取り組む考えである。(5)健全化に向けた有効な手段のひとつではあるが、老朽化した施設が多く残る本町に投資が偏ることや、効率化による水余り現象などの問題があり、解決するには、二市及び府の理解と協力が不可欠である。(6)長岡京市から町へ直接給水し、浄水場は、長岡京市、向日市にそれぞれ一箇所にするというもので

ある。しかし、長岡京市東浄水場の更新時期が未定であり、又施設投資が非常に大きくなること、また、浄水場周辺に必要な地下水確保が困難になることが予想され、ブレンド率を維持していくための投資額が過大になるという問題が生じる。

【工場の問題について】

問 鏡田東部での新工場の公害問題について。問題点の認識と解決の方策について、見解を。

答 悪臭及び低周波音などに関する苦情のことと思われる。悪臭については、現地確認や事情聴取をしたところ、排水処理設備から臭気がするようになったこととあり、原因は、設定以上に負荷がかかり、酸素不足によるものと判明し、対策としては、エアレーション設備の改造をされた。今後、排水設備を密閉し、排気塔を設置することで解決を図りたい、との報告を受けている。次に、低周波音について、申立者宅で状況を確認した。調査した結果、心身に係る苦情に関する参照値を超える値を示したため、工場で測定を実施したところ、冷蔵庫等の稼働状況と申立者の感覚が一致した。現在、事業者及び施設設置業者が、調査を進めているので、原因が判明した段階で、改善策を講じるよう指導したい。

北村 吉史議員

Q 本町財政（22年度当初予算）について
A 健全化や将来に向けた課題解決に配慮した予算編成をした

問 (1)今議会冒頭の議案説明において町長は、3期連続の黒字を目指すと説明していたが、現実には自転車操業になっている。町債という借金を歳入に組み込む自治体会計では赤字であっても、民間に置き換えた場合、完全な赤字である。現実を真摯に正確に町民に伝えることを望む。(2)22年度予算は議会の良識で修正案が可決されたが、現実には町長不信任である。いかに感じているか。

答 (1)歳入の根幹をなすのは町税と普通交付税、臨時財政対策債及び地方譲与税や各種交付金である。21年度の財政運営における歳入確保策として、臨時財政対策債や減収補てん債を発行したが、償還に関しては、普通交付税においてその全額を国が負担すべき内容となっているので、将来負担を増やしていくといった内容ではない。引き続き財政健全化を目指しながら、有効に活用していく所存である。(2)議員や住民に心配をかけ、お詫び申し上げるとともに、予算成立に対して、あらためて感謝の意を表したい。

【水道問題について】

問 (1)過去の一般質問から裁判の結果を見て、水道料金の値下げの方向性を見出すと答弁されてきたが、町の全面敗訴という結果に至った。主たる公約である「基本水量を引き下げて、水道料金を値下げする」はどうなるのか。裁判結果に関わらず公約を実現するつもりはないのか。(2)現在、乙訓二市は府と協調の上、水道事業の健全化を目指し、浄水場の統合など事業の根本的な再構築をされている。また二部では来年度から水道料金の値下げも実現しそうとも聞いている。議会の大半が提言する、本町水道事業の再構築と府との協調による広域化こそが、水道事業の健全化につながると考えるが町長の考えを問う。

答 (1)更新時期を迎えた施設整備が必要となるので、経営健全化が不可欠である。しかし、府営水の負担は大きく、根本的な解決にいたるには、深刻な困難を伴う。したがって、健全化に一層の力を入れ、合わせて裁判では、条例を基本にした原則的な観点に立つ、あるべき法解釈を求めていきたい。これらの努力とあわせ、公約について可能な限り実現に向け取り組む考えである。(2)健全化に向けた有効な手段のひとつではあるが、老朽化した施設が多く残る本町に投資が偏ることや、効率化による水余り現象などの問題

があり、解決するには、二市及び府の理解と協力が不可欠である。

【阪急新駅と町北部の新たな町づくりについて】

問 長岡京市とのトップ会談はほとんどされていないが、町北部の町づくりには、バリアフリーを含む道路問題・バス路線・再開発を含む住環境問題など、便利になる反面事前に備えておかなければならぬことが山積している。トップ同士の意思疎通がなければいけない問題だが、今後のあり方についていかに考えるか。

答 大山崎町市街地、天王山地区都市再生整備計画の中で、方針を立て事業を実施することで整備されるものと考えている。生活道路の改善として、歩道整備や側溝改修等を実施する。また、交通環境の変化に合わせた交通体系について検討し、見直し案策定を予定している。観光面では、施設を再整備、観光マップのリニューアルを行うこととしている。公園整備を進め、また、災害等の緊急避難場所である小学校体育館等の耐震改修を進める。長岡京市を始め、関係機関とは、情報共有し、進捗に応じ協議し、対応していく。その他に、入札制度についての質問があった。

文教厚生常任委員会中心に電子黒板の授業を視察

6月22日文教厚生委員会（山本芳弘委員長）を中心とした7名の議員が大山崎小学校の電子黒板を利用した授業を視察しました。



研修会に参加しました

7月28日、ルビノ堀川京都において、京都府町村議会議長会主催による「議員研修会」が開催され、江下議長をはじめ、11名の議員が参加しました。テーマは関西学院大学経済学部教授・林宜嗣氏による「分権時代の町村の課題」、共同通信社論説委員長・西川孝純氏による「政局展望」でした。また、8月3日には同じくルビノ堀川京都で、市町村振興協会主催により開催された「市町村一期目議員研修」に3名の議員が参加しました。同志社大学大学院教授・新川達郎氏による「これからの議会と議員のあり方」とのテーマでした。

請願・陳情について

どなたでも、町政についての意見や要望などを、書面で直接町議会に提出できます。議員の紹介があるものを請願、ないものを陳情といいます。

請願書、陳情書には次の事項の記載が必要です。

- ・ 請願・陳情の趣旨
- ・ 提出年月日
- ・ 請願者・陳情者の住所、氏名、押印

請願 憲法によって保証された権利で、提出にあたっては、請願の内容に賛成する町議会議員の署名、押印が必要です。受理された請願は、内容を所管する委員会で審査したうえで、本会議で「採択」、「不採択」などを決定し、その結果を請願者に通知します。また、採択された請願については、町長に送付し、その内容に応じて、国に意見書等を提出しています。

陳情 請願ほど明確な法律上の規定はありませんが、町議会では町内在住者（町内の法人）の方から提出のあったものについては、その取り扱い方について、事前に議会運営委員会で協議し、議会で請願と同様に審査するか、議員への配布にのみ止めるのかを決定します。町外在住者の方からの陳情書については、議会で審査は行わず議員への配布を行います。

また、請願、陳情はともに連名で提出することができます。連名で提出される場合には代表者を明らかにしてください。

その他、請願・陳情についてのご不明な点については、町ホームページをご覧ください。議会事務局にお尋ねください。

人事

人権擁護委員に 藤並 憲治氏

6月30日付で任期満了となる人権擁護委員に藤並憲治氏（63） 〓 円明寺西法寺 〓 を推薦されたことに対し、適任と認め同意しました。

議会の傍聴におこしく下さい

町議会では、皆さんの生活に直結した重要な問題が審議されています。皆さんが選んだ議員の活動や町政の動きを知るためにも、ぜひ傍聴にお越しください。

第3回定例会を開催中です（日程は1面）